

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	48	21.8	主事	42	69	31.4	係員級
				技師	1			
				保健師	3			
				保育士	1			
				栄養士	1			
				計	48			
2級	主任の職務	21	9.6	主任	21			
				計	21			
3級	主査の職務	39	17.7	主査	39	39	17.7	主査級
				計	39			
4級	課長補佐・事務局長補佐・室長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	51	23.2	課長補佐	39	51	23.2	課長補佐・係長級
				室長補佐	1			
				副主幹	7			
				係長	4			
				計	51			
5級	主幹・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐の職務	32	14.5	主幹	32	32	14.5	主幹級
				計	32			
6級	課長・事務局長・困難な業務を分掌する主幹の職務	22	10.0	課長	16	22	10.0	課長級
				事務局長	1			
				主幹	5			
				計	22			
7級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	7	3.2	部長	4	7	3.2	部長級
				教育次長	1			
				参事	1			
				議会事務局長	1			
				計	7			
合計		220	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	(1) 技能職員の職務 (2) 労務職員の職務	3	16.7	運転手	1
				調理員	1
				技手	1
				計	3
2級	(1) 技能職員の職務 (2) 労務職員の職務	2	11.1	運転手	1
				技手	1
				計	2
3級	(1) 相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を必要とする労務職員の職務	6	33.3	用務員	2
				調理員	4
				計	6
4級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務	7	38.9	運転手	1
				用務員	3
				調理員	2
				技手	1
				計	7
合計		18	100.0		